

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一団地の区域……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………三
- 救急医療機関の協力申出の撤回……………  
……………(福祉保健局医療政策部救急災害医療課)……………四
- 貸金業法による行政処分……………  
……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………四
- 特定非営利活動法人の認定……………  
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………(同)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

### 告示

●東京都告示第十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日  
対象区域の地名地番 認定年月日  
千代田区霞が関一丁目二番一、同番 平成二十八年十一月十五日  
二、三番から五番まで、六番二及び 二月十五日  
七番一
- 二 認定計画書の縦覧場所  
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

#### ●東京都告示第十八号

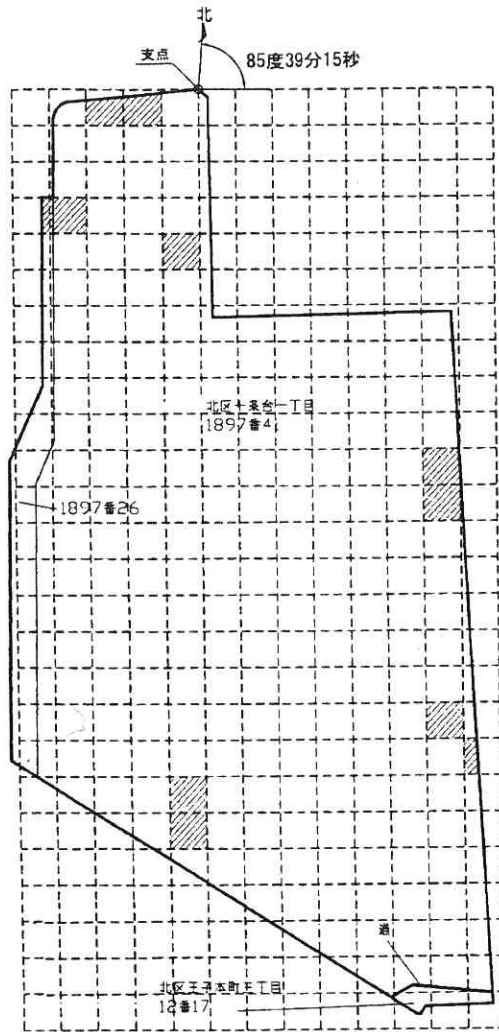
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区十条台一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、北區十条台一丁目  
1897番41の最北端とする。

【格子の回転角度(85度39分15秒)】

格子の回転角度は、支点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区有明一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物